

第10次地方分権一括法案

「提案募集方式（※地方の発意に根差した取組を推進するため、平成26年から導入）」に基づく地方からの提案について、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和元年12月23日閣議決定）を踏まえ、都道府県から指定都市への事務・権限の移譲や地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等の関係法律の整備を行う。

改正内容

【10法律を一括改正】

A 都道府県から指定都市への事務・権限の移譲（1改正事項(1法律)）

- ・ 軌道経営者に対する運輸開始の認可等に係る事務・権限を都道府県から指定都市へ移譲（軌道法）

B 地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等（12改正事項(9法律)）

- ・ 地域型保育事業を行う者に対する確認について、事業所が所在する市町村以外の市町村による確認を不要とする見直し（子ども・子育て支援法）
- ・ 地方議会議員選挙の立候補の届出書に添付する宣誓書の宣誓内容に「当該選挙の期日において住所要件を満たす者であると見込まれること」を追加（公職選挙法）
- ・ 公害審査委員候補者の委嘱期間について、1年を超え3年以下の期間で都道府県が条例で定めることを可能に（公害紛争処理法）
- ・ 試験研究を行う地方独立行政法人が、成果活用事業者等への出資等を行うことを可能に（地方独立行政法人法）
- ・ 地方独立行政法人が、本来業務及び附帯する業務に該当しない土地等の貸付けを行うことを可能に（地方独立行政法人法）
- ・ 子育て短期支援事業において、市町村が児童を里親等に直接委託して実施することを可能に（児童福祉法）
- ・ 教育扶助(学校給食費等)を地方公共団体の長等に対して支払うことを可能に（生活保護法）
- ・ みなし指定介護機関に係る指定の効力について、介護保険法に基づく指定の効力の停止に連動して停止する見直し（生活保護法）
- ・ 生活保護費返還金等に係る収納事務について、私人に委託することを可能に（生活保護法）
- ・ 市町村が実施する森林の土地の所有者等に関する調査結果を林地台帳に反映する見直し（森林法）
- ・ 町村による都市計画の決定に係る協議における都道府県同意の廃止（都市計画法）
- ・ 不動産鑑定士の登録申請等に係る都道府県経由事務の廃止（不動産の鑑定評価に関する法律）

施行期日

(1) 直ちに施行できるもの → 公布の日

(2) (1)に依り難い場合 → (1)以外の個別に定める日

改正法律一覧（10法律）

A 都道府県から指定都市への事務・権限の移譲（1法律）

〔軌道法〕

- ・ 軌道経営者に対する運輸開始の認可等に係る事務・権限を都道府県から指定都市へ移譲

B 地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等（9法律）

〔子ども・子育て支援法〕

- ・ 地域型保育事業を行う者に対する確認について、事業所が所在する市町村以外の市町村による確認を不要とする見直し

〔公職選挙法〕

- ・ 地方議会議員選挙の立候補の届出書に添付する宣誓書の宣誓内容に「当該選挙の期日において住所要件を満たす者であると見込まれること」を追加

〔公害紛争処理法〕

- ・ 公害審査委員候補者の委嘱期間について、1年を超え3年以下の期間で都道府県が条例で定めることを可能に

〔地方独立行政法人法〕

- ・ 試験研究を行う地方独立行政法人が、成果活用事業者等への出資等を行うことを可能に
- ・ 地方独立行政法人が、本来業務及び附帯する業務に該当しない土地等の貸付けを行うことを可能に

〔児童福祉法〕

- ・ 子育て短期支援事業において、市町村が児童を里親等に直接委託して実施することを可能に

〔生活保護法〕

- ・ 教育扶助(学校給食費等)を地方公共団体の長等に対して支払うことを可能に
- ・ みなし指定介護機関に係る指定の効力について、介護保険法に基づく指定の効力の停止に連動して停止する見直し
- ・ 生活保護費返還金等に係る収納事務について、私人に委託することを可能に

〔森林法〕

- ・ 市町村が実施する森林の土地の所有者等に関する調査結果を林地台帳に反映する見直し

〔都市計画法〕

- ・ 町村による都市計画の決定に係る協議における都道府県同意の廃止

〔不動産の鑑定評価に関する法律〕

- ・ 不動産鑑定士の登録申請等に係る都道府県経由事務の廃止

施行期日

(1) 直ちに施行できるもの → 公布の日

(2) (1)に依り難い場合 → (1)以外の個別に定める日

A 都道府県から指定都市への事務・権限の移譲

① 軌道経営者に対する運輸開始の認可等に係る事務・権限を都道府県から指定都市へ移譲(軌道法)

- ・ 軌道(路面電車、都市モノレールなど)に関して都道府県知事が行う運輸開始の認可等の事務・権限のうち、一の指定都市内で完結する路線に関するものについて、指定都市へ移譲する。
- ・ これにより、指定都市において道路の管理と一体的に事務を行うことが可能になり、事務の効率化に資するとともに、認可までの時間が短縮されること等により事業者の利便性の向上に資する。

権限	都道府県	指定都市
指定都市内の道路の管理 (国が管理する直轄国道を除く)		○
指定都市内の軌道の認可等	○ →	

(施行日: R4.4.1)

B 地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等

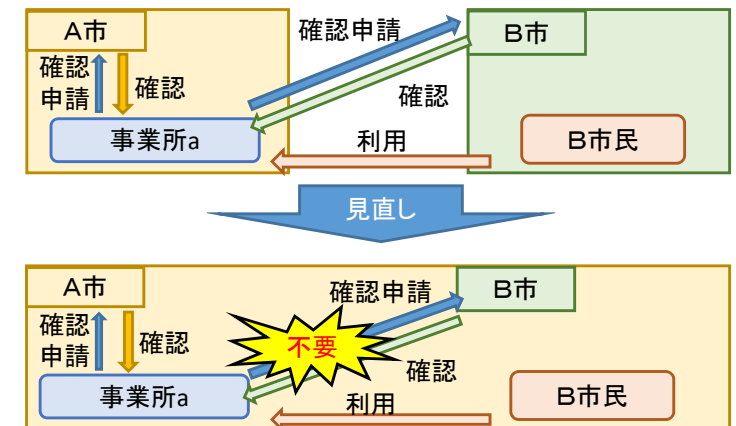
① 地域型保育事業を行う者に対する確認について、事業所が所在する市町村以外の市町村による確認を不要とする見直し(子ども・子育て支援法)

- ・ 定員20名未満かつ2歳児までの受入れを基本とする地域型保育事業を広域利用する場合の事業所所在市町村以外の市町村(B市)の長による「確認」※を不要とする。

※ 地域型保育給付費等の支給に当たっては、市町村の長が給付の支給に係る事業を行う者を事業所ごとに「確認」することとされている。

- ・ これにより、事業者にとっては事業所所在市町村(A市)の長からのみ「確認」を受けることで足りることとなり、事務負担の軽減に資する。

(施行日: 公布の日から3月を経過した日)



②地方議会議員選挙の立候補の届出書に添付する宣誓書の宣誓内容に「当該選挙の期日において住所要件を満たす者であること」を追加（公職選挙法）

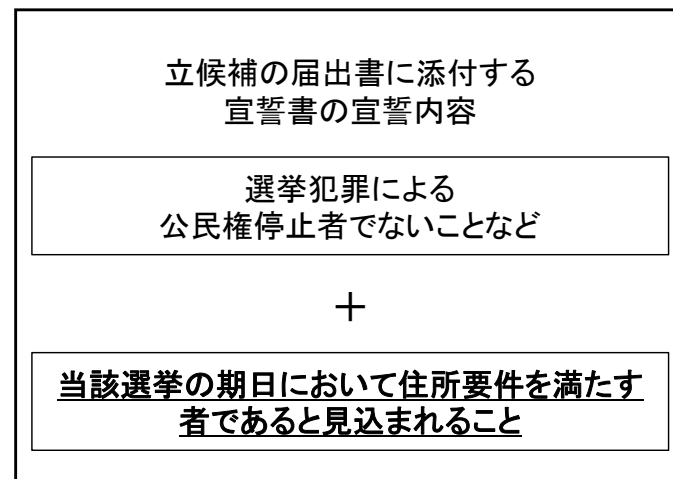
- 地方議会議員選挙において、住所要件を満たさない者が当選を得られないことを承知の上で立候補する事案があったことを踏まえ、立候補の届出書に添付する宣誓書の宣誓内容に、「当該選挙の期日において住所要件※¹を満たす者であること」を追加※²する。

※¹ 引き続き3か月以上市町村の区域内に住所を有する者であることなど（公職選挙法第9条第2項又は第3項）

※² 上記宣誓内容に虚偽があった場合、虚偽宣誓罪（30万円以下の罰金）が適用され（公職選挙法第238条の2第1項）、原則5年間、公民権（選挙権及び被選挙権）が停止される（公職選挙法第252条第1項）。

- これにより、住所要件を満たさない者の立候補が抑止され、選挙事務の適正化や選挙人の混乱の回避に資する。

（施行日：公布の日から3月を経過した日）



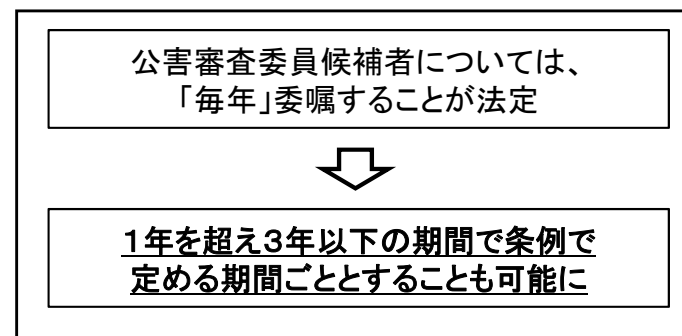
③公害審査委員候補者の委嘱期間について、1年を超え3年以下の期間で都道府県が条例で定めることを可能に（公害紛争処理法）

- 公害審査委員候補者※については、「毎年」委嘱することが法定されているところ、1年を超え3年以下の期間で都道府県が条例で定める期間ごとに委嘱することも可能とする。

※ 公害審査会（常設の機関）を置かない都道府県は、公害審査委員候補者を委嘱することとされている。なお、公害審査会の委員の任期は3年とされている。

- これにより、地域の実情に応じた柔軟な委嘱期間の設定が可能となり、委嘱手続の事務負担の軽減に資する。

（施行日：公布の日）



④試験研究を行う地方独立行政法人が、成果活用事業者等への出資等を行うことを可能に(地方独立行政法人法)

- 試験研究を行う地方独立行政法人が、設立団体の長の認可を受けて成果活用事業者等※への出資を行うこと並びに成果活用事業者への支援に伴う株式等の取得及び保有を行うことを可能とする。

※ 成果活用事業者（法人発ベンチャー）、成果活用促進事業者（ベンチャーキャピタル等、成果活用等支援法人（技術移転、共同研究の企画・あっせん等を行う法人））

- これにより、産学官連携が促進され、地域における研究成果の社会実装及びイノベーションの創出の活性化に資する。

（施行日：公布の日から3月を経過した日）

成果活用事業者等への出資等		
	現行	改正後
試験研究を行う地方独立行政法人	×	→ ○

⑤地方独立行政法人が、本来業務及び附帯する業務に該当しない土地等の貸付けを行うことを可能に(地方独立行政法人法)

- 地方独立行政法人が所有する土地等について、当面使用予定がない場合に、本来業務等に支障のない範囲で、設立団体の長の認可を受けて、第三者への貸付けを行うことを可能とする。

- これにより、地方独立行政法人が所有する資産の有効活用による自己収入の確保が可能となり、各法人の強みや特色を活かした法人経営に資する。

（施行日：公布の日から3月を経過した日）

本来業務及び附帯する業務に該当しない土地等の第三者への貸付け		
	現行	改正後
地方独立行政法人※	×	→ ○

※公立大学法人は措置済み

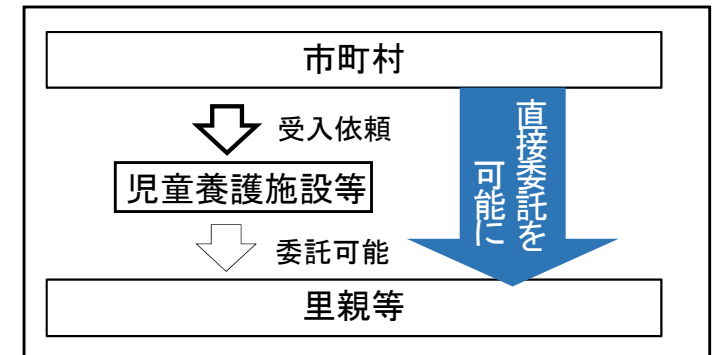
⑥子育て短期支援事業において、市町村が児童を里親等に直接委託して実施することを可能に(児童福祉法)

- 子育て短期支援事業※において、市町村が児童養護施設等を介さずに児童を里親等に直接委託し、必要な保護を行うことができるようにする。

※ 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業

- これにより、近隣に児童養護施設等が存在しない場合においても、地域の実情に応じた子育て短期支援事業の安定的な実施が可能となる。

（施行日：R3.4.1）



⑦教育扶助(学校給食費等)を地方公共団体の長等に対して支払うことを可能に(生活保護法)

- 教育扶助(学校給食費等)について、学校の長等に加え、地方公共団体の長等に支払うことを可能とする。

※ 学校の長・親権者等以外にも支払うことができるよう法律で措置し、具体的な支払い先として地方公共団体の長等を政令で規定する予定。

- これにより、教職員の事務負担の軽減を図るための学校給食費等の公会計化に対応し、地方公共団体等における事務の円滑な実施に資する。

(施行日:R2.10.1)

教育扶助(学校給食費等)の支払い先		
	現行	改正後
地方公共団体の長等	×	○

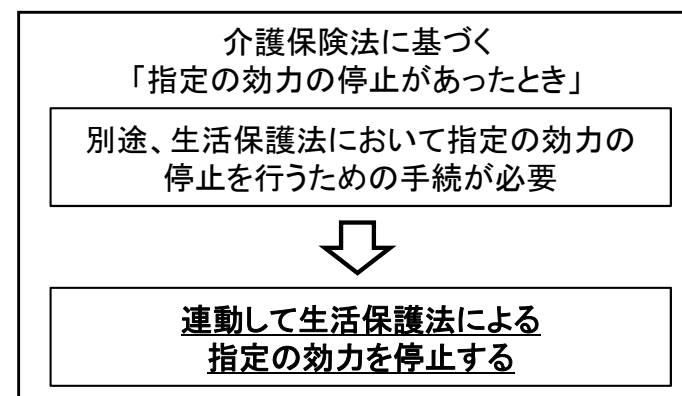
⑧みなし指定介護機関に係る指定の効力について、介護保険法に基づく指定の効力の停止に連動して停止する見直し(生活保護法)

- みなし指定介護機関※について、介護保険法による指定の効力の停止が行われた場合に、連動して生活保護法による指定の効力を停止する。

※ 介護保険法に基づく指定等を受けることで、生活保護法による指定も受けたものとみなされる介護機関

- これにより、介護機関に対する処分の手続の効率化や利用者の保護に資する。

(施行日:R2.10.1)

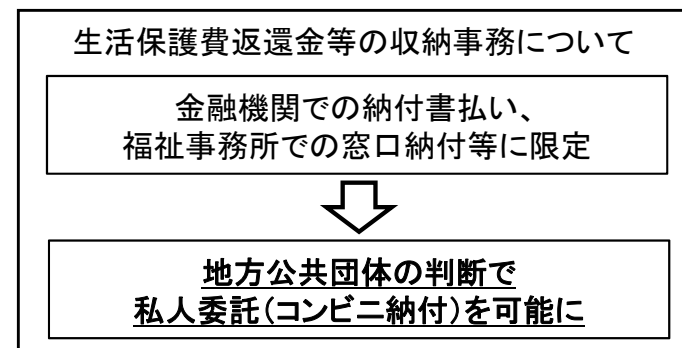


⑨生活保護費返還金等に係る収納事務について、私人に委託することを可能に(生活保護法)

- 生活保護費返還金等に係る収納事務について、地方公共団体の判断で、私人委託(コンビニ納付)を可能とする。

- これにより、債務者の利便性の向上や債権のより効率的・効果的な収納に資する。

(施行日:R2.10.1)



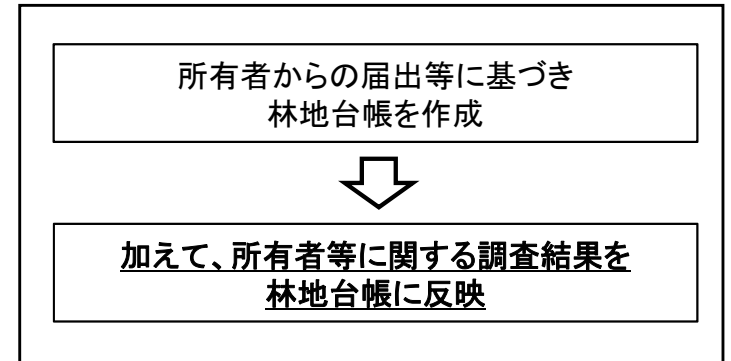
⑩市町村が実施する森林の土地の所有者等に関する調査結果を林地台帳に反映する見直し(森林法)

- 市町村が実施する森林の土地の所有者等を把握するための調査により得られた情報を林地台帳へ反映するものとする。

※ 地方税法上の守秘義務の対象である固定資産税情報について、本改正を受けて、市町村内部での利用を可能とする。

- これにより、森林の土地の所有者の正確な情報の把握が可能となり、市町村における森林法及び森林経営管理法に基づく業務の円滑な実施に資する。

(施行日:公布の日)

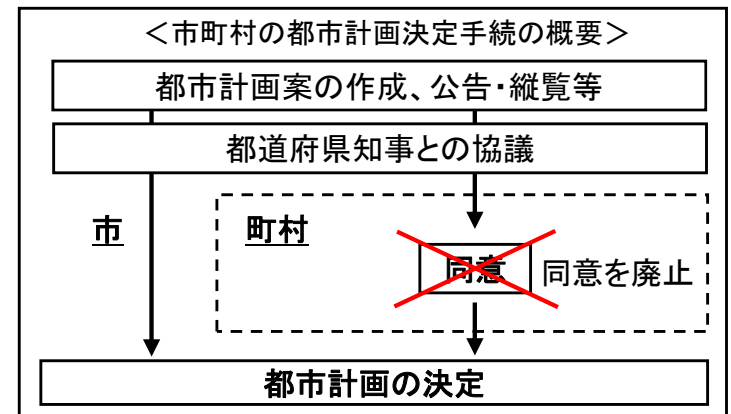


⑪町村による都市計画の決定に係る協議における都道府県同意の廃止(都市計画法)

- 町村の都市計画の決定又は変更の際に行う都道府県知事の同意を要する協議については同意を廃止し、同意を要さない協議とする。

- これにより、協議手続の円滑化に資するとともに、地域の特性等を活かしたより主体的なまちづくりの推進に資する。

(施行日:公布の日)



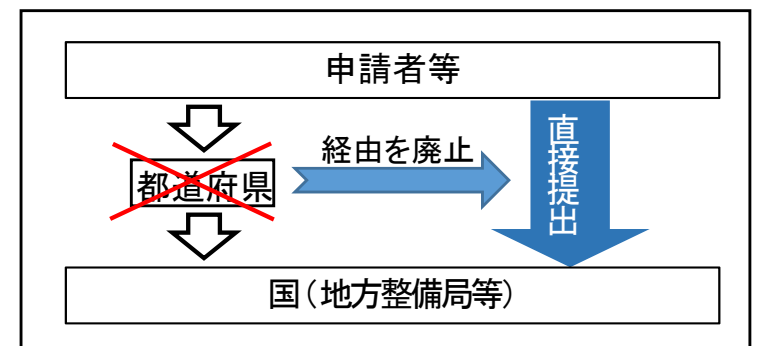
⑫不動産鑑定士の登録申請等に係る都道府県経由事務の廃止(不動産の鑑定評価に関する法律)

- 不動産鑑定士の国(地方整備局等)に対する登録申請等※について、都道府県経由事務を廃止する。

※ 新規登録、登録の変更、死亡等の届出、登録の消除の申請

- これにより、審査の円滑化による申請者等の利便性の向上及び都道府県の事務負担の軽減に資する。

(施行日:公布の日から3月を経過した日)



(参考)

- ・第1次地方分権一括法(H23. 4成立。42法律を改正)
- ・第2次地方分権一括法(H23. 8成立。188法律を改正)
- ・第3次地方分権一括法(H25. 6成立。74法律を改正)
- ・第4次地方分権一括法(H26. 5成立。63法律を改正)
- ・第5次地方分権一括法(H27. 6成立。19法律を改正)
- ・第6次地方分権一括法(H28. 5成立。15法律を改正)
- ・第7次地方分権一括法(H29. 4成立。10法律を改正)
- ・第8次地方分権一括法(H30. 6成立。15法律を改正)
- ・第9次地方分権一括法(R元. 5成立。13法律を改正)